

奈良県訓令第八号

各部課室  
各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、令和四年三月二十一日から施行する。

令和四年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

別表総務部知事公室消防救急課の項の次に次のように加える。

なら歴史芸 術文化村	なら歴史芸 術文化村に 勤務する者	四週間を超えない期間につき一 週間当たり三十八時間四十五分 を超えない範囲内において、所 属長が定める。	職員ごとに四週に 八回所属長が定め る日
---------------	-------------------------	---	----------------------------

別表奈良県立美術館の項の次に次のように加える。

文化・教育 ・くらし創 造部文化財 保存事務所	保存修理・ 人材育成係 に勤務する 者	一週間当たり三十八時間四十五 分を超えない範囲内において、 所属長が定める。	月曜日（その日が 休日である場合は、 その日後において、 その日に最も近い 休日でない日）及 び職員ごとに毎週 一回所属長が定め る日
----------------------------------	------------------------------	--	--